

落合橋補修設計業務委託

特記仕様書

(適用)

第1条 本特記仕様書は、熱海市（以下「委託者」という。）が実施する「落合橋補修設計業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する。

(業務目的)

第2条 本業務は、「熱海市橋梁長寿命化修繕計画策定業務委託」により策定された修繕計画に基づき、優先的に補修が必要とされていた落合橋について補修設計を実施することを目的とする。

(業務範囲)

第3条 本業務の業務範囲は、委託者が管理する落合橋を対象とする。

(適用基準等)

第4条 本業務の実施に当たっては、本特記仕様書によるほか、次の各号に示す基準等に準拠して実施するものとする。

- (1) 静岡県業務委託共通仕様書 平成29年版 静岡県交通基盤部
- (2) 道路橋示方書・同解説 平成24年3月 日本道路協会
- (3) その他 関連基準
 - ・熱海市橋梁点検マニュアル(案) 平成22年11月 熱海市建設部建設課
 - ・コンクリート橋設計便覧 平成6年2月 日本道路協会
 - ・道路設計要領 平成26年3月 国土交通省 中部地方整備局 道路部
 - ・静岡県橋梁設計要領 平成26年7月 静岡県交通基盤部道路局
 - ・道路橋定期点検要領 平成26年6月 国土交通省道路局
 - ・橋梁定期点検要領 平成26年6月 国土交通省道路局国道・防災課
 - ・社会資本長寿命化計画橋梁ガイドライン(改訂版)
平成28年3月 静岡県交通基盤部道路局道路整備課
 - ・静岡県橋梁点検マニュアル(改訂版)
平成28年3月 静岡県交通基盤部道路局道路整備課

(貸与資料)

第5条 本業務における貸与資料は以下のとおりとする。

- (1) 熱海市橋梁定期点検業務委託報告書（平成27年度）
- (2) 熱海市橋梁長寿命化修繕計画策定業務委託報告書（平成25年度）
- (3) 熱海市橋梁台帳

(業務内容)

第6条 本業務の業務内容は、次の各号に示すとおりとする。なお、項目に変更が生じた場合は、監督員と協議を行うものとする。

1. 落合橋補修設計

(1) 橋梁調査

ア 調査計画

現況調査に先立ち、現地踏査を行い、現況の交通状況、路下の状況等、現地を把握する。また、現地踏査と併せ、業務に必要な文献及び関係資料等の収集・整理を行い、その結果に基づき、本業務の実施計画書の作成を行う。

イ 現況調査

実施計画書に基づき、業務に必要な調査を行う。調査に当たっては、現場状況から必要な場合は点検車両等を使用する。なお、点検車両を使用する際に交通規制を伴う場合は、関係機関と協議し、車両交通の安全に留意するものとする。

ウ 損傷調査

補修履歴、既設図面、定期点検調査結果を確認した上で既設橋梁の損傷調査、既設資料との整合性調査を行う。損傷調査は近接目視を基本とし、必要に応じて打音調査や触診等を実施することとする。また、損傷状況を写真に収めるとともに、道路橋点検要領に基づき健全性を評価する。なお、損傷調査の結果は、道路橋点検要領に定められる様式にとりまとめるものとする。

エ 一般図の作成

既往設計図書及び現況調査結果を基に、補修設計に用いる一般図を作成する。

(2) 橋梁補修設計

ア 既設橋補修照査

損傷調査に基づき、必要な補修照査を行う。次に、その照査結果から補修の要否を整理する。

イ 橋梁補修工法検討

既設橋補修照査の結果に基づき、代表的な損傷である主桁の断面修復や橋面防水、伸縮装置等について、設計、施工上の制約条件及び経済性・施工性を勘案し最適工法を選定する。

ウ 橋梁補修設計

橋梁補修工法検討で選定された補修工法について、詳細設計を行う。その具体は、設計計算書、設計図面、数量計算書を作成することである。

(3) 仮設構造物の設計及び施工検討

補修工事を実施する際に必要となる足場等の仮設構造物について、設置箇所の河川管理上の施工条件等を十分に考慮し設計を行う。

(4) 施工検討

補修工事を実施する際の施工方法について検討を行う。その具体は、交通規制計画、仮設計画、施工フロー、施工方法等である。

(5) 概算工事費の算出

工事の実施に必要な概算工事費を算出する。

(6) 照査

基本的な条件決定に伴う、施工条件、設計方針、設計手法及び設計計算、設計図、数量計算等の適切性及び整合性等について照査を行う。

(7) 報告書作成

業務成果として作成した資料や記録等のとりまとめを行い、報告書を作成する。

(8) 関係機関との協議資料作成

工事の実施に当たり、関係機関との河川協議のために必要となる資料を作成する。なお、河川占用書類の作成を含むものとする。

(9) 設計協議

委託者との協議は、3回（中間1回）以上とし、初回と成果品納品時には主任技術者が立ち会うものとする。また、関係機関との協議が必要な場合には、必要に応じて立ち会うものとする。

(主任技術者)

第7条 主任技術者は、共通仕様書の定める技術士またはRCCM資格保有者とし、以下に定める要件を満たす者とする。

(1) 技術士（総合技術管理部門：建設・鋼構造及びコンクリート）

(2) 技術士（建設部門：鋼構造及びコンクリート）

ただし、平成13年度以降の試験合格者の場合には、7年以上の実務経験を有し、かつ同種の実績を有する者とする。

(3) RCCM（鋼構造及びコンクリート部門）

(照査技術者の配置及び資格)

第8条 本業務の実施に当たっては、共通仕様書第1107条1項に規定する照査技術者を配置しなければならない。なお、条文中における「これと同等の能力と経験を有する技術者」は、建設コンサルタント登録規定第3条一口の認定基準によるものとする。

2 本業務の中で、照査技術者は管理技術者を兼務することはできない。

(成果品)

第9条 成果品は、次に示すとおりとする。 提出先は熱海市観光建設部都市整備課とする。

- | | |
|--------------------|----|
| (1) 報告書 | 2部 |
| (2) 電子データ (CD-R) | 1部 |
| (3) その他、監督員の指示するもの | 1式 |

(疑義)

第10条 本業務の実施に当たり、疑義が生じた場合は、委託者、受託者双方の協議により定めるものとする。